経済建設常任委員会会議録

平成23年 5月17日(火)

(開 会) 10:09

(閉 会) 10:24

案 件

- 1.議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の人身傷害事故)
- 2. 議案第41号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号))

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の人身傷害事故)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

下水道課長

「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、補足説明をいたします。議案書の1ページをお願いします。

本件事故は平成22年9月5日(日)午前1時頃、飯塚市飯塚地内の市道水袋3号線において、建物から道路に出るため、汚水ますに足を乗せたところ、汚水ますのふたが反転して左足を深さ約80センチメートルのますに落とし込み、負傷したものです。

事故の主な要因といたしましては、汚水ますのふたが何らかの原因で完全にふさがっていなかったことにあり、相手方が気づかずに汚水ますに乗られその反動でふたが反転し、左足を汚水ますに落とし込ませ、左足ふくらはぎ下を骨折したもので、相手方がこの怪我を防ぐことは困難と考えられ、事故に係る過失割合は市が100%であり、損害賠償金として751,010円を市が加入する下水道賠償責任保険から支払うものであります。

市道内の汚水ますをはじめ公共下水道関係施設につきましては、常日頃から点検管理を行っているところではございますが、引き続き点検管理を行ってまいります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

現場について今朝見てきましたけれど、いまきれいに舗装がかかっていてですね、何らかの 工事をやられたんでしょう、事故の後に。

下水道課長

そこはもともと舗装計画がありましたので、それにあわせまして雨水ます、それから汚水ます等を一緒にやりかえる計画はございました。その前にけがをされましたので、その事故があったからやったということではございません。

道祖委員

すると、これは老朽化で事故が起きたんでしょうか。いまご説明ありましたけど、汚水ますというのは各所にありますからね。今日見た限りではきれいになっているんですけれど。特にここは繁華街で、夜は人が多く通る所だったんですよね。たまたま事故があったんでしょうけれど、初めてこういうのを聞いたんで、老朽化なのか、何でふたが開くのかなと思ったんですけど。

下水道課長

老朽化はしておりますけども、別に割れていたとか破損していたわけではございません。本 来ならば、ふたがきちっと枠の中に納まっていなければいけないんですけれども、それが何ら かの原因で少し完全にふさがっていなかった。それで片側に乗ったら天秤を踏んだようになりまして、ふたが反転して落ち込んだということでございます。

道祖委員

それはわかるんですよ。だから、そんなことが起きる可能性があるものなのかと。ちっちゃなマンホールですよね、直径30センチメートルくらいのね。

下水道課長

普通はあり得ないと思いますけども、誰かが掃除してきれいにふたをしてなかったんじゃないかということで、考えております。

道祖委員

これは民間が勝手に掃除するんですか。

下水道課長

本来、詰まったりとか、それは市のほうに言って来られるんですけども、何らかの原因で個人さんがふたを開けてする場合もあるかもわかりません。

道祖委員

うちは公共下水が通ってませんからね、どういう設備かよくわからないんですよ。ただね、本当に1つあれば2カ所、3カ所とある可能性があるんですよね。だから、それを言ってるんですよ。これ、いま説明があったとおり80センチメートルと深いでしょう。それが往々にして、まちの中はそういうものが整備されてて、それがたまたま1件起きたということは、今後も起こり得るからですね。防止対策をどのようにするのかというのが大事だとは思うんですけれど、気をつけますだけじゃなくて、具体的にどうしたいのかとか今後どうするんですとか。いま言ったように、市民の方が勝手に掃除していいんですかっていうような問題も出てくるじゃないですか。普通はこんなものはね、市民が掃除するんですか。勝手に掃除できないはずなんですよ。

委員長

道祖議員、最初に質問を全部言っておいてください。

上下水道事業管理者

あそこはご存じのように飲み屋街でございますので、多分ですね、おもてをきれいに掃除してたんだろうということが考えられます。先ほど課長が答弁いたしましたように、ちょっと老朽化していたもんでですね、簡単に開くような状態だったんじゃなかろうかと思っております。多分、水が溜まってですね、水で掃除したら溜まりますので、ふたを開けてもしかしたら流し込まれたんじゃなかろうかっていうような推察をしております。

今後ともできるだけふたが簡単に開かないような、いま見て来ていただいたことですけど、 いま簡単に開かないようになっております。そういうことでですね、点検したりして事故防止 に努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

損害賠償751,010円ということでございますが、これの決定された経過とまた顧問弁護士さんもいらっしゃいますので、そこらへんとこに相談をされた上での賠償金額の決定かどうか、そのへんをちょっと教えていただきたいと思っております。

上下水道部総務課長

損害賠償額の内容につきましては、治療費、それから通院をするタクシー代、それから休業 損害補償等々の金額を合計いたしまして 7 5 1,0 1 0 円という金額になっています。先ほど 言いましたように下水道損害賠償責任保険に入っておりますので、そちらのほうとの協議をし て今回の損害賠償の決定になっております。特に今回顧問弁護士のほうに直接お伺いして、こ の対応を相談したことはございません。保険会社のほうの査定がございまして、その金額でさせていただいております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第38号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の人身傷害事故)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第41号 専決処分の承認(平成23年度 飯塚市下水道事業会計補正予算 (第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部 総務課長

議案第41号、専決処分の承認の補足説明をいたします。

「平成23年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

別冊になっております平成23年度 飯塚市下水道事業会計補正予算書(第1号)の1ページをお願いします。今回の補正は、国土交通省所管補助事業等事務費会計検査において、不適切な事務処理として指摘を受けた国庫支出金の返還に係る経費を補正するものであります。

補正予算書の2ページをお願いします。収益的支出で特別損失として補助金返還加算金103万1千円を増額補正するものであります。また、資本的支出として国庫補助金返還金212万1千円を増額補正するものであります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第41号 専決処分の承認(平成23年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。本委員会として、所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出いたします。 次に、所管事務調査に係る資料を本日配付しております。本件につきましては、次回の閉会 中の委員会において議題とし調査いたしますので、それまでにご一読いただきますよう、お願いいたします。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。